

## 坂戸市小学生の文化活動・スポーツ活動推進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、小学生を対象とする文化芸術活動又はスポーツ及びレクリエーション（以下「文化活動・スポーツ活動」という。）の場及び機会を提供して文化活動・スポーツ活動を推進する事業を行う団体（以下「文化・スポーツ団体」という。）に対して補助金を交付することにより、文化・スポーツ団体の活動を支援し、及び文化活動・スポーツ活動の推進を図り、もって児童の心身の健全な育成に資することを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、次に掲げる要件を満たす文化・スポーツ団体とする。

- (1) 次条に規定する補助対象事業を行うことを主たる目的とすること。
- (2) 構成員のうち市内に在住する小学生が5人以上であること。
- (3) 市内を中心に活動していること。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、小学生を対象とする文化活動・スポーツ活動の場及び機会を提供する事業であって、市長が適当と認めるものとする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち市長が必要と認める次に掲げる経費とする。

- (1) 事務用品等の購入に要する経費
- (2) チラシ、ポスター等の作成に要する経費
- (3) 文化活動・スポーツ活動に係る会場、設備及び機材の使用料等
- (4) 講習会等の開催に係る外部講師等への謝金
- (5) 文化活動・スポーツ活動に係る保険の保険料

### (補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、2万円を限度とする。

2 補助金の交付は、1団体につき年度内1回限りとする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする文化・スポーツ団体は、坂戸市小学生の文化活動・スポーツ活動推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に

次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 文化・スポーツ団体の会則又はこれに代わるべきもの
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 構成員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、坂戸市小学生の文化活動・スポーツ活動推進事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、速やかに坂戸市小学生の文化活動・スポーツ活動推進事業完了報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書及び領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による完了報告書の提出があったときは、速やかにその内容を確認し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、坂戸市小学生の文化活動・スポーツ活動推進事業補助金確定通知書（様式第4号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条の規定による補助金確定通知を受けた交付決定者は、速やかに坂戸市小学生の文化活動・スポーツ活動推進事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付

を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金については、その全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。